

吹田市立南山田市民ギャラリーの使用料・使用区分が令和7年4月1日の申請から変わります

令和7年（2025年）4月1日の申請から、以下のとおり使用料の改定及び使用区分を新設します。

利用される皆様にはご負担をおかけすることになりますが、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

使用料の改定・使用区分の新設

南山田市民ギャラリーの使用料及び使用区分を変更します。

	① 現行	② 変更後
全日 10時～19時	4,000円	5,400円
(新設) 10時～13時	—	1,800円
(新設) 13時～16時	—	1,800円
(新設) 16時～19時	—	1,800円
1時間を増すごとに	500円	600円

以下のいずれかに該当する方は、使用料が2倍の額になります。

- ・使用者の住所（法人は事務所）が吹田市外の場合
- ・使用者の住所に関わらず、入場料その他それに類するものを500円未満徴収する場合

以下に該当する方は、使用料が3倍の額になります。

- ・使用者の住所に関わらず、入場料その他それに類するものを500円以上徴収する場合